

令和3年2月24日招集

## 茂原市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

令和3年3月18日（木）午後1時00分開議

第1 特別委員会の報告に関する総括審議

第2 議案並びに陳情の総括審議

第3 発議案第1号から第2号までの  
上程説明並びに総括審議

# 茂原市議会定例会会議録（第5号）

令和3年3月18日（木）午後1時00分 開議

○議長（ますだよしお君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議長の報告

○議長（ますだよしお君） ここで報告します。

まず、3月5日の本会議で設置されました予算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に鈴木敏文君、副委員長に山田広宣君をそれぞれ選出しました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議事日程

○議長（ますだよしお君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 特別委員会の報告に関する総括審議

○議長（ますだよしお君） それでは、これより議事日程に基づき、議事に入ります。

議事日程第1「特別委員会の報告に関する総括審議」を議題とします。

最初に、茂原駅周辺活性化特別委員会委員長 市原健二君から報告を求めます。

（茂原駅周辺活性化特別委員会委員長 市原健二君登壇）

○茂原駅周辺活性化特別委員会委員長（市原健二君） 皆さん、こんにちは。茂原駅周辺活性化特別委員会の報告を申し上げます。

平成29年6月定例会において設置されました本特別委員会は、平成29年12月14日に第1回委員会を開催し、以後、適宜委員会を開催し、茂原駅周辺の活性化に寄与する茂原駅前通り地区土地区画整理事業、茂原駅周辺都市計画道路の整備並びに商業について、調査研究を行いましたので、その主なものを報告いたします。

まず、茂原駅前通り地区土地区画整理事業について、令和2年度は、建物移転補償を4棟実施、年度末での累計執行率は事業費ベースで42.37%、建物移転は全棟数267棟のうち107棟で、補償率は40.07%となる見込みとのことでした。共同利用化事業については、平成30年11月7日に東京都練馬区江古田地区の事例を視察しました。当該自治体においては、密集市街地整備促進事業の一環として実施されましたが、本市における土地区画整理事業の進捗を図るためにも活用可能な事例でありました。しかしながら、事業を進めるにあたり、自力建設方式及びデベロッパー方式の2つの手法を検討し、地権者等に提案したものの、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大による社会情勢の急激な変化を踏まえ、地権者の意向により見送ったとのことでした。

次に、都市計画道路桑原八千代線の進捗状況についてですが、執行状況については、全体1093mのうち410mが整備済み、進捗率は37.5%、用地については、全体で1万5334.57㎡のうち9338.69㎡が買収済みで、進捗率は60.9%、建物等の補償については、全体62件のうち49件が実施済み、進捗率は79%、事業費ベースでの進捗率は59.4%であるとのことでした。継続地区においては、これまで未確定であった用地境界が昨年6月に確定。その後、道路築造やイオン開発道路との接続等に関する協議を行い、現在は面積の確定作業を行っているとのことでした。

次に、商店街の現状については、平成28年に実施した商業に関する意識調査の結果について報告があり、半数以上が営業年数25年以上の個人事業主であり、65歳以上と高齢化している。後継者については、約55%が不在。閉鎖店舗については、約60%が賃貸の意向がなく、再利用の意向については、約47%が特に決めていないと回答しているとのことでした。

また、中心市街地活性化基本計画については、商店街の基盤となる駅前通り地区区画整理事業等が、厳しい財政状況により当初の計画から著しく遅れているため、早急に中心市街地活性化基本計画を見直しすることは困難な状況であるとのことでした。

以上、報告を申し上げましたが、本特別委員会は平成29年6月22日に設置され、これまで現地視察1回、委員会を5回開催し、調査研究を行ってきたところですが、今回の報告をもってその調査研究を終了することとなります。本特別委員会は、茂原駅周辺が活性化するためにも、事業が円滑に進捗するよう、執行部に対し一層の努力をするよう要望してきたところであり、今後、事業の推進にあたっては、これまでの中間報告の中で述べてきた多くの意見、要望について十分考慮されるよう要望するとともに、残された課題や新たに発生する課題については、新しい議会において対応され、本特別委員会の調査研究をさらに補完されることを期待す

るものであります。

終わりに、本特別委員会の調査研究にあたり、御協力をいただきました本市関係職員に対し深く感謝を申し上げ、報告を終わります。

○議長（ますだよしお君） 次に、市民会館建設特別委員会委員長 岡沢与志隆君から報告を求めます。

（市民会館建設特別委員会委員長 岡沢与志隆君登壇）

○市民会館建設特別委員会委員長（岡沢与志隆君） 市民会館建設特別委員会の報告を申し上げます。

平成29年6月定例会において設置されました本特別委員会は、平成29年9月21日に第1回委員会を開催し、以降、適宜委員会を開催し、市民会館の建設に関する調査研究を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

最初に、平成29年9月並びに11月に開催した2回の委員会におきましては、当局から、新市民会館建設検討の進捗状況についての報告がありました。

まず、建設に向けた基本構想策定のため、的確なアドバイスを受けるべく、民間支援業者を公募型プロポーザル方式により選定したとのことであります。

次に、現施設の状況把握及び課題整理のため、市民2000人を対象としたアンケートを実施するとともに、インターネットによる本市周辺市町村の住民1000人に対するアンケート調査を実施したとのことであります。そのほか、利用者アンケートや団体ヒアリング、市内7中学校と4高等学校の合わせて11校の生徒から意見を聞くワークショップを行ったとのことであります。また、「みんなで考える新市民会館」と題したワークショップを5回開催し、新市民会館の必要性や設備、機能などについて、建設的な意見をいただいたとのことであります。

さらに、市民からいただいた意見を反映するため、大学の教授4名から成るアドバイザー会議に諮り、基本理念、施設構成と規模、再整備の必要性、整備手法などについて、意見を伺ったとのことであります。また、市職員による庁内検討委員会を組織し、基本構想（素案）について議論をしたとのことであります。

このような検討を経て、執行部から基本構想案が示されました。主な内容としては、茂原市民会館・中央公民館再整備の必要性については、複合化、多機能化した新たな施設の整備が必要とのことであります。また、基本理念となるキーワードに文化芸術、創造、市民、交流、発信の5つの言葉を掲げるとのことであります。施設構成については、重ね使いと多機能をキーワードとし、様々な用途に対応させ、規模を抑え、全体としてコンパクトな施設とする。

市民会館機能として大ホールの席数を800から1000席と設定し、客席等を移動させ、平土間空間をつくることで可変型多機能ホールとするなど、施設全体として延べ床面積6000から7000㎡とのことでありました。建設費は、現時点では約50から60億円と見込んでいる。財源は各種補助金や有利な起債等を活用し、市の財政負担軽減に努めるとともに、基金の設置も検討することでありました。

これに対し、各委員から、「図書館機能、子どもの一時預かり所の設置を検討されたい」との意見や、「スマートIC周辺を建設地とし、広域的な検討を進めるべきである」との意見や、「茂原駅周辺に建設し、子どもからお年寄りまで楽しめる空間をつくるべきである」との意見や、「他市では市民会館の建設後、ランニングコストが負担になっている。市の財政負担が過大にならないよう配慮いただきたい」との意見がありました。

次に、平成30年3月に開催の委員会におきましては、改めて基本構想案についての説明がありました。

まず、再整備の事業手法については、民間事業者の提案や資金等の活用を検討し、財政負担の軽減を図っていくとのことでありました。

次に、建設地は、市が保有する広い公用地3か所を候補としながら、候補地以外も検討していくとのことでありました。竣工後の管理運営については、直営、指定管理者制度の活用、部分委託、PFI等、総合的に検討していくとのことでありました。

これに対し、各委員から、「大ホールは災害時の防災拠点としても機能することから、Wi-Fi環境の整備を図られたい」との意見や、「共用部分については、市民の憩いの場を確保するために間仕切りができるよう配慮いただきたい」との意見や、「予算配分の優先順位もあるが、新市民会館建設という市民の要望を実現していかなければならない」との意見がありました。

次に、平成30年4月23日には、先進地施設の視察として、神奈川県大和市文化創造拠点「シリウス」並びに横浜市鶴見区民文化センター「サルビアホール」を訪れました。シリウスでは図書館、生涯学習センターなどを併設したメインホール並びに平土間への変形が可能なサブホールを、サルビアホールでは、再開発事業として整備されたメインホール並びに小規模な音楽ホールを視察してまいりました。

次に、平成30年6月に開催の委員会におきましては、策定中の茂原市民会館建設基本計画についての説明がありました。茂原市民会館建設基本構想に基づき、施設の位置づけや整備方針、規模や機能、管理運営体制、仕様書作成などを検討するとともに、整備手法や事業費について

も、PFI方式など、想定される手法を多角的な観点から検討し、従来型の手法との比較による概算事業費の算定や事業スケジュールの検討を行い、引き続き、ワークショップや庁内検討委員会、学識経験者等による検討委員会、先進地視察などの実施を盛り込み進めていくとのことでありました。

これに対し、各委員から、「基本計画を策定するにあたり、現在の市民会館跡地での建設を想定するとのことだが、コンサルなどと協議し何パターンか作成してはどうか」との意見や、「複合施設とするならば、図書館も含めた検討をしていただきたい」との意見や、「国県補助金を最大限に活用し、長く利用できる茂原市に見合った複合施設になるようにしていただきたい」との意見がありました。

次に、平成30年9月に開催の委員会におきましては、茂原市民会館建設基本計画策定の進捗状況等について説明がありました。

市民参加によるワークショップについては、4回開催され、多世代が集う交流スペースの設置、重ね使いや多機能を意識した配置など様々な意見があったとのことでありました。

次に、茂原市民会館建設検討委員会については、アドバイザー会議のメンバーである大学教授のほか市民代表、経済団体の代表、副市長の8名で構成され、基本計画の主な骨子やスケジュール、施設構成案、建設候補地について検討したとのことでありました。

次に、高校生ワークショップについては、8月3日に市内高校生29人の参加により開催し、模造紙に施設機能や諸室を作成しながら意見を出し合ったとのことでありました。

次に、建設候補地については、5か所の候補地を点数化により評価したところ、現市民会館・中央公民館の敷地が1位となったとのことでありました。

これに対し、各委員から、「建設地について、民間の土地ではコストがかかることなどから、現市民会館・中央公民館の敷地につくらざるを得ないのかとも考えるが、様々な角度から検討して、その結果が出る前に報告してもらいたい」との意見や、「共用部分の子育て支援スペースについて、小さな子どもが床で本が読めるようなスペースも検討してもらいたい」との意見がありました。

次に、平成30年11月12日、13日には、先進地施設の視察として、長野県茅野市の茅野市民館並びに山梨県富士吉田市のふじさんホール・富士吉田市民会館を訪れました。茅野市民館では、平土間への変形が可能な大ホールにおいて、実際にエアで浮き上がらせた客席を移動させるデモンストレーションや、客席に子育て世代への配慮がなされた小ホール、駅に直結した通路沿いの立ち寄りやすい図書館などを、また、ふじさんホール・富士吉田市民会館では、固定席

であるものの、音響効果を上げるなどして高い稼働率を誇る大ホールや、電動で客席が収納され、平土間への変更が可能な小ホールを視察するとともに、管理運営の難しさなども伺ってまいりました。

次に、平成30年11月に開催の委員会におきましては、茂原市民会館建設基本計画の素案について説明がありました。

建設候補地については、現市民会館・中央公民館敷地とし、今後その他最適な候補地が出てきた場合は検討するとのことでありました。

次に、施設計画について、大ホール部門は1階を可動席、2階を固定席とした計800席の客席や諸室を備え2900㎡程度とするなど、施設全体の床面積を6300㎡程度とするとのことでありました。

次に、整備手法の検討については、任意で抽出した民間企業にPFI導入可能性調査実施のためのアンケートとヒアリングを実施するとのことでありました。

次に、事業スケジュールについては、従来方式とPFI方式の両方を記載するとのことでありました。

これに対し、各委員から、「盛土をするなどして水害対策に留意した施設整備をしてもらいたい」との意見や、「ワークショップ終了後も市民の意見を反映するよう努められたい」との意見がありました。

次に、令和元年9月に開催の委員会におきましては、新市民会館建設検討の進捗状況について説明がありました。

茂原市民会館建設、運営に関する民間事業者との個別対話型の意見交換、いわゆるサウンディングを実施したとのことでありました。まず、11社が参加しての事前説明会及び現地調査を開催し、その後、9社の参加の下、サウンディングを実施したとのことでありました。サウンディングによる事業者からの意見は、「PFI方式と従来方式では建設費に大きな違いはなく、従来方式でも設計施工一括発注だとPFI方式と同様のメリットがある」、「運営手法はサービス購入型が妥当で、独立採算型は難しい」、「収入を確保するための手法として、貸店舗は難しいが、敷地の一角にコンビニエンスストア、カフェ等を設置して貸し出すことは可能である」等でありました。

次に、令和2年3月に開催の委員会におきましては、新市民会館建設検討の進捗状況についての説明がありました。

まず、茂原市民会館建設・運営に関する民間事業者とのサウンディングの結果を基に、PFI

I 庁内検討会を実施したとのことであります。P F I 庁内検討会ではP F I 方式と従来方式の事業費等の比較を簡易定量評価にて行った結果、P F I 方式による事業費削減効果は期待できないという結果となったとのことであります。また、P F I 方式には資金調達を民間が行うことで支出を平準化できるというメリットがあるが、市民会館建設の場合は、総事業費に占める建設費の割合が高く、そのメリットが少ないとのことであります。

次に、令和元年10月の大雨により建設候補地の旧市民会館の敷地が冠水し、旧市民会館のホワイエ部分で床上70センチほどの浸水があったことから、建設地は現候補地を含め再検討を要する。当面は災害復旧を最優先で取り組まなければならない、市民会館の早期の着手は困難な状況であるとのことであります。

新市民会館建設については、旧市民会館の老朽化に伴い、新たな市民の文化活動の創造拠点、交流を生み出す市民の居場所、文化芸術に触れる機会の提供、笑顔と自然と文化のまち茂原の醸成といった理念の下、調査研究を進めてまいりましたが、令和元年10月25日の大雨による災害や新型コロナウイルス感染症拡大により、中断せざるを得ない状況となりました。このたび、議員任期満了に伴い、本特別委員会は今定例会において調査を終了することとなりますが、新型コロナウイルス感染症の収束と災害のないまちづくりが実現した際には、改めて新市民会館について検討し、早期に建設されることを強く望むものであります。

終わりに、本特別委員会の調査研究にあたり御協力いただきました関係職員に対し深く感謝を申し上げ、報告を終わります。

○議長（ますだよしお君） 次に、水害対策特別委員会委員長 常泉健一君から報告を求めます。

（水害対策特別委員会委員長 常泉健一君登壇）

○水害対策特別委員会委員長（常泉健一君） 水害対策特別委員会の報告を申し上げます。

令和元年12月定例会において設置されました本特別委員会は、令和2年7月7日に第1回委員会を開催し、令和3年1月27日には一宮川第二調節池増設箇所の視察並びに第2回委員会を開催し、本特別委員会の設置理由である水害による住民の生命と財産を守るための対策について調査研究を行いましたので、その経過について報告いたします。

令和3年1月27日に、千葉県県土整備部職員及び市当局職員出席の下、委員会を開催し、一宮川第二調節池増設箇所の現地視察、激特事業の進捗状況及び今後の見通しについて、一宮川上流域及び支川における浸水対策について、川中島終末処理場の雨水ポンプの能力増強の進捗状況について、内水対策の状況について及び防災対策について、報告を受けましたので、その



内容について申し上げます。

初めに、第二調節池増設箇所の視察を行い、千葉県より工事の進捗状況とスケジュール等について説明を受け、現地視察終了後、全員協議会室へ移動し、引き続き委員会を開催し、最初に激特事業の進捗状況及び今後の見通しについて説明を受けました。

まず、瑞沢川合流点から鶴枝川合流点については、用地買収を伴う河道拡幅を実施する区間であり、今年度は測量・設計を行い、6月と7月に地域住民へ事業説明を、9月には境界立会いを実施したとのことでありました。3月には用地補償説明会を開催し、令和3年度から本格的に用地補償交渉を進めていくとのことでありました。

次に、鶴枝川合流点から豊田川合流点については、片側の護岸勾配を2割から5分にする護岸法立て区間となり、河川の用地内で工事を行うものとなる。今年度は測量・設計を行い、6月と7月に事業説明会を、12月には沿川の自治会長を対象とした工事説明会を開催したとのことでありました。また、12月の県議会で複数年債務による予算が決定し、工事公告を行ったとのことであり、3月以降に住民対象の工事説明会を開催し、工事については、発注手続が順調に進めば、今年の夏頃から着工の見通しとなっており、令和6年度の完成を目指しているとのことでありました。

次に、豊田川合流点から三途川合流点については、第二調節池の増設箇所の掘削工事を11月に着手している。令和3年度は、掘削工事を進めるとともに、河川から洪水を導水する越流堤の工事を行い、来年度の台風シーズンまでに暫定稼働を目指しており、工事完成は令和5年度を目途としているとのことでありました。

次に、上流域である三途川合流点から上流の本川と阿久川、豊田川、三途川、水上川の4支川については、河川整備計画が未策定であることから、昨年、一宮川上流域・支川における浸水対策検討会により浸水対策案の検討を行い、12月21日に流域市町村長と千葉県で構成する一宮川流域減災対策会議において合意を得たとのことでありました。引き続き、河川整備計画の変更手続や設計に入り、令和11年度の工事完成を目指しているとのことでありました。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「前回の災害では、第二調節池の周囲堤を越えて水が入ってきたため、周囲堤をさらに高くする必要があるのではないか。また、増設箇所の名称はどのようになるのか」との質疑に対し、「周囲堤については、地盤沈下により低くなった箇所については、必要な高さまで嵩上げを実施する予定である。また、激特事業に併せて、計画の堤防高よりも約20センチ上げる予定である。名称については、住民の方々に対しても分かりやすい名称となるよう考えており、

今後、水防活動や維持管理等も踏まえながら検討したい」との答弁がありました。

次に、「激特事業の進捗について、予定より前倒しで事業を完了させることはできないか」との質疑に対し、「激特事業については、調査設計を含めて5年で完了させなければならず、さらには、下流の河道拡幅区間について、用地買収が必要となるなど、非常に余裕のないスケジュールである。県としては前倒ししたいと考えるが、当面は目標である令和6年度までに完了させたい」との答弁がありました。

次に、一宮川上流域及び支川における浸水対策について説明を受けました。

まず、浸水対策の方針については、一定水準の河川整備を行うとともに、その水準を超過する洪水氾濫に対しては、流域対策と連携して、流域全体で浸水被害を低減させる流域治水で対応するとのことでありました。流域治水では、流域全体として、行政のみならず住民、事業者、営農者等も協働して行うものであり、浸水対策の事業期間は令和11年度末までとしているとのことでありました。

次に、浸水対策の目標については、3つの降雨規模に応じて設定したとのことでありました。

1つ目として、想定最大規模、年超過確率1000分の1以上とし、この雨に対しての目標としては自助、共助、公助を前提として、人的被害はゼロにする。また、市役所等は浸水時にも水防災害本部としての機能を確保するというので、目標であるとのことでありました。

2つ目として、令和元年10月の大雨と同規模の降雨として、これは県内河川の整備水準を上回り、外水氾濫はするが、家屋及び要配慮者利用施設、事業所は床下浸水程度の被害レベルまで低減しようとするものであり、農地等については、浸水後も営農を継続できる被害まで軽減しようとするものであるとのことでありました。

3つ目として、県内河川の整備水準程度の降雨とし、目標として、外水氾濫をさせないようにするとのことでありました。

次に、河川ごとの整備案ですが、まず、三途川合流点から上流の区間については、1つ目として、河川内に繁茂している竹木等の伐採。2つ目として、河道の曲がりや特につきい区間の流れをなだらかにする、または狭い区間の川幅を広げるといった局部的な改良を行う。3つ目として、さきの2つの対策を実施しても流下能力が不足する区間については、堤防整備また河道を掘削する。4つ目として、氾濫区域にある家屋の床上浸水を防ぐため、輪中堤や既存家屋の宅盤かさ上げを行うとともに、新たな建築や建て替えにあたっては、建築に関する規制を設ける、また、三途川合流点から上流の本川に調節池を設置する計画であるとのことでありました。

次に、豊田川合流点から三途川合流点については、1つ目として、河道断面の拡大、2つ目として、堤防高が不足している区間の堤防の高さを上げる改修を実施するとのことでありました。支川である三途川、阿久川、豊田川におきましては、先ほどの三途川合流点から上流区間の調節池を除いた河川整備とほぼ同様の方策を実施するとのことでありました。最上流の水上川については、竹木等の伐採や輪中堤、宅盤かさ上げなどを実施し、水田や休耕田での遊水機能を確保する箇所を水上川沿いから選定するとのことでありました。

最後に、流域対策の概要については、令和元年10月の大雨と同規模の降雨に対して、河川改修や貯留施設の整備に加え、輪中堤や宅盤かさ上げを実施することにより、家屋及び役場、要配慮利用施設の床上浸水被害は解消し、水田等の浸水被害は軽減されるということになっているが、遊水機能を保持する役割を位置づけた水田以外にも、水田等の浸水深50センチを超える場所も残る。また、令和元年10月の大雨を超える豪雨も今後発生し得ることから、河川整備案と併せて、人命を守るための対策や資産の被害軽減に資する内水対策や土地利用施策など、流域での対策を推進する必要がある。このような流域対策の実現に向けて、令和3年から県の部局横断的な体制による支援の下、地域住民と県、市町が一体となって、各種対策の効果を定量的に評価しながら、具体的な対策内容、実現にあたっての条件整備を検討し、流域対策案及びロードマップ案を取りまとめていくとのことでありました。

これらを進める具体的な組織として、令和2年12月21日の一宮川流域減災対策会議において、一宮川流域治水協議会を設置したとのことでありました。さらに、今後市町村部会も設置し、流域治水に取り組んでいくとのことでありました。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「宅盤のかさ上げや輪中堤を実施する場合、行政から何らかの補助はあるのか」との質疑に対し、「宅盤かさ上げや輪中堤については、河川事業では特殊な事業となっており、建築の規制とセットで条件を満たすこととなる。補助については、新築に対しては適用されず、既存の住宅に対して河川事業として実施することとなる。これから家を建てるような場所については、新たな浸水リスクを増やさないよう規制をかけていく制度設計となっている」との答弁がありました。

また、委員より、「過去4回大きな水害を受けている中で、もう少し降雨量の設定を高くし、さらに豊田川流域に調節池を造れば、上流域で防げると考えているが、何としても、今回の整備計画で二度と水害が発生しないようお願いしたい」との意見がありました。

次に、市当局より、川中島終末処理場の雨水ポンプの能力増強の進捗状況等について、内水

対策の状況について、防災対策について、説明を受けました。

まず、雨水ポンプの能力増強の進捗状況について説明があり、既設の雨水ポンプ4台で1分間に354m<sup>3</sup>の雨水を排水する能力を持っているが、その中で、3台の更新により430m<sup>3</sup>に増強しようとするものであり、1台目は既に完成し、2台目については、現在更新工事を行っているところである。3台目については、令和3年度から更新工事を実施し、令和5年度に完成する予定になっているとのことでありました。

次に、内水対策の状況について説明があり、梅田川の早野排水機場整備については、現在ポンプ本体や除じん機などの制作を進めており、令和3年度末に据付けが完了する予定である。また、建屋工事や流入水路工事を併せて進めており、令和4年度中の工事完成を予定しているとのことでありました。

次に、長清水水門の排水ポンプ整備については、現在電気設備工事を実施しており、本年度末の工事完成を予定しているとのことでありました。

次に、鷺巣稲荷前水門の排水ポンプ整備については、第二調節池増設に伴う付け替え水路の流末部に排水ポンプを設置するもので、第二調節池増設の工事進捗に合わせ、ポンプ本体や除じん機などの製作、据付けを進めていくとのことでありました。

次に、現在実施中であります一宮川流域の氾濫解析に基づく内水対策検討業務について説明があり、検討を実施している箇所については、一宮川10か所、鶴枝川3か所、阿久川9か所、豊田川2か所の合計24か所の水門などを対象に行っているとのことでありました。また、流域治水の取組を推進するため、一宮川流域治水協議会の茂原市部会の立ち上げ準備を進めているとのことでありました。現在、各対策について、早期の実施、完成に向け取り組んでいるとのことでありました。

次に、防災対策について説明があり、指定避難所開設、運営体制について、初動体制を直近動員2名、施設管理者1名の3名体制から、新型コロナウイルス感染症対策で初動における業務が多くなるため、直近動員を3名、千葉県災害対策コーディネーター茂原から1名の協力を得て、施設管理者を含む5名体制としているとのことでありました。

次に、避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、各種備品を配備することであり、主なものとして、非接触型検温システムや自動ラップ式トイレなど配備する予定であるとのことでありました。また、発熱者や体調不良者などを隔離するため、防災ルームテントを10張り、障害者や母子世帯用として防災コンパクトテントを3張り、計13張りを各避難所に配備することでありました。

なお、備蓄品を収納するために、防災備蓄倉庫11か所を増設する予定であるとのことであり  
ました。段ボールパーティションについては、1部屋4㎡、10部屋分をワンセットとし、1避  
難所に6セットを配備しているとのことでありました。

次に、水害対策用備蓄品については、組立て式ボートを1艘、ゴムボート3艘を追加配備し、  
既存のボート7艘と合わせて11艘を整備しているとのことでありました。

次に、発電機については、各避難所にガソリンとガスを燃料とする発電機をそれぞれ1台ず  
つ配備しているが、これに加え、茂原中央ロータリークラブより寄附のあった3台を茂原市市  
民体育館、鶴枝小学校及び五郷福祉センターにそれぞれ追加配備をしたとのことでありました。

最後に、防災行政無線のデジタル化の予定については、残りの26局のアナログをデジタルと  
する予定で、令和2年度に13局の工事を現在実施中であり、年度内に完了し、令和3年度に全  
て完了する予定とのことでありました。また、戸別受信機については、昨年12月末現在で89台  
の貸与を行っているとのことでありました。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「長清水水門が間もなく完成するが、一宮川本川の河川整備が途中の段階で、次の台  
風時期に最大稼働することが可能なのか。また、稼働する場合、誰が操作をするのか」との質  
疑に対し、「次期出水期には、河川整備が途中であっても稼働予定である。稼働については、  
自動運転となっており、一定の水位で自動的に稼働する」との答弁がありました。

次に、「内水対策検討業務はどの程度進んでいるのか」との質疑に対し、「現在、令和元年  
10月25日の大雨時の外水及び内水による解析モデルの作成、浸水要因の分析を行っているところ  
である。今後は浸水軽減に向けたポンプ規模の選定や貯留対策メニューなどの検討を行って  
いく」との答弁がありました。

本特別委員会では、千葉県や市当局と連携し、現地視察を1回、委員会を2回開催し議論を  
進めてまいりましたが、議員任期満了に伴い、本特別委員会は今定例会において終了すること  
となります。改選後においても、住民が安心して暮らせるよう、引き続き調査研究されること  
を望むものであります。市当局におかれましては、本市での被害を最小限にするために、引き  
続き、千葉県と連携を図り、内水対策事業や準用河川整備などを着実に進め、一日でも早く事  
業が完了するよう強く要望し、本特別委員会における調査を終了することといたします。

結びに、本特別委員会の調査にあたり御協力をいただきました関係職員に対し深く感謝を申  
し上げ、報告を終わります。

○議長（ますだよしお君） 以上で各特別委員会の報告は終わりました。

ここで、各特別委員会に付託し、継続審査となっておりました案件についてお諮りします。

まず、茂原駅周辺の活性化に関する調査研究事項については、委員長報告のとおり了承することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、茂原駅周辺活性化特別委員会は調査研究を終了することと決定しました。

次に、市民会館の建設に関する調査研究事項については、委員長報告のとおり了承することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、市民会館建設特別委員会は調査研究を終了することと決定しました。

次に、水害対策に関する調査研究事項については、委員長報告のとおり了承することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、水害対策特別委員会は調査研究を終了することと決定しました。

以上で特別委員会の報告に関する総括審議を終了します。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 議案並びに陳情の総括審議

○議長（ますだよしお君） 次に、議事日程第2「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総合計画特別委員会委員長 中山和夫君から報告を求めます。

(総合計画特別委員会委員長 中山和夫君登壇)

○総合計画特別委員会委員長（中山和夫君） 総合計画特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案第13号「茂原市基本構想及び基本計画を定めることについて」、3月5日の本会議終了後、全員協議会室において、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当局より、議案第13号と併せて、茂原市総合計画の序論並びにまち・ひと・しごと創生総合

戦略についても説明がありました。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、基本計画の都市環境について、「自然環境の保全や生物多様性に関する記載は」との質疑に対し、「基本計画における具体的な記載はないが、計画的な緑地の保全、都市の緑化に含まれるものであり、引き続き取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、基本計画の教育文化について、「（仮称）茂原市民会館の建設に関する記載があるが、複合施設も視野に入れているか」との質疑に対し、「市民会館建設については、基本構想、基本計画を策定して進めてきたが、水害やコロナの影響もあり、見直すこととなった。複合施設とするかどうかも含め、改めて慎重に検討していく」との答弁がありました。

次に、同じく教育文化について、「小中一貫教育の推進とあるが、実績の精査は」との質疑に対し、「今後の施策に関する記載であり、実績についてはこれからとなるが、所管部署において十分議論した上で基本計画として定め、進めるものである。また、他市の状況との単純な比較は難しい」との答弁がありました。

これに対し、委員より、「小中一貫型校が特別な成果を上げたという確かな実績がないとされているにもかかわらず、進めていくのはいかがなものか」との意見がありました。

また、委員より、「基本構想、基本計画はこれで良いが、茂原市が都市間競争に勝ち抜き、大幅な人口増、税収増が実現した場合、明るい未来が待っているというような、夢を見られる別の計画の作成も今後検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第13号については賛成者多数により可決することと決定しました。

以上が本特別委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

令和元年9月定例会において、茂原市議会としては初となる全議員が委員として設置されました本特別委員会は、3月5日までに6回にわたり調査研究をまいりました。総合計画審議会に議員が委員として参加できない中、全議員が委員である本特別委員会で審議することで、多くの意見や要望が出され、それが計画に反映されることにより、一定の成果を上げられたものと思っております。本特別委員会は、付託事件である議案第13号の議決をもって調査研究を終了することとなります。

終わりに、本特別委員会の調査研究にあたり、御協力をいただきました関係職員に対し、深く感謝を申し上げますとともに、本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（ますだよしお君） 次に、予算審査特別委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（予算審査特別委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○予算審査特別委員会委員長（鈴木敏文君） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る3月5日の本会議において付託されました議案第6号「令和3年度茂原市一般会計予算」について、3月9日及び10日の両日、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

令和3年度における本市の財政状況は、歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響による個人市民税・法人市民税の減等が見込まれ、歳出においては、扶助費や公債費等の義務的経費の増加に加え、新型コロナウイルス感染症への対応や河川改修事業、内水対策関連事業等の近年頻発する災害への備えに加え、公共施設の統廃合及び長寿命化等の将来を見据えた財政需要が見込まれ、引き続き厳しい状況であるとのことであります。

令和3年度の予算編成にあたっては、次期3か年実施計画との整合性を図ることを基本としながら、最少の経費で最大の効果を上げるという財政運営の基本理念に基づき、限られた財源を効率的に配分するよう事業の選択と集中に努めたところであるが、新型コロナウイルス感染症による大きな打撃を受ける中で、特に市民の生命、身体及び財産を守るため、内水対策関連事業や河川改修事業並びに公共施設の長寿命化対策事業について、重点的に予算の配分を行ったとしております。

その結果、令和3年度茂原市一般会計予算は、歳入歳出の総額を310億2800万円とし、対前年度比19億8589万9000円、6%の減となっております。

事業経費の精査・適正化、債務残高の適切な管理、各種指標の改善等これまで以上に健全な財政運営が求められる中、本委員会では、令和3年度予算案が市民からの多種多様な要望に的確に対応しているか、また、財源の確保、健全財政の堅持に努めているか等、細部にわたり慎重に審査を行った次第であります。

まず、市長に対する総括質疑では、「令和3年度予算編成にあたり、新たな事業として取り組む主な内容及びその効果は」との質疑に対し、「市で発行する証明書等の手数料のキャッシュレス決済、旅券事務事業、千葉県が実施する一宮川改修事業に支障となる明治橋の架け替え事業、崖地崩壊対策工事費用に対する補助金、排水ポンプ非常用電源の移動電源車購入費に係る債務負担行為の設定等があり、これにより、市民の利便性・サービスの向上及び災害から市民の生命、身体、財産を保護することができるものとする」との答弁がありました。



次に、「予算編成は市長が入って協議をしているのか。それとも、企画財政部と各部局のみで行っているのか」との質疑に対し、「企画財政部が各部署からヒアリングを行い、精査した上で、予算の素案を作成した後、私が必要な修正を行い、最終的に私の決裁により予算案として確定する」との答弁がありました。

次に、「新総合計画の初年度として、計画に掲げる未来へつながる交流拠点都市もばらを実現するため、具体的にどのような予算編成をし、どのような施策を展開するのか」との質疑に対し、「将来都市像につながる基本方向のうち、誰もが安全安心に暮らせるまちづくりに沿った施策として、河川整備や内水対策を進め、明日を担う人を育む未来に向けたまちづくりに沿った施策として、子育て支援の充実を図る」との答弁がありました。

次に、「市長は現場の声をどのように集め、市政に反映しているか」との質疑に対し、「市長就任以来、様々な現場の声を聞いて市政運営に生かしてきたが、小中学校校舎の耐震化をはじめ、教育環境の整備については、直接現場を見、必要性を痛感し、充実に努めてきた。また、河川整備や内水対策については、被災された市民の声を真摯に受け止め、安全安心なまちの実現のため、国や県に働きかけるとともに、市においても内水対策の整備を進めており、今後も市民の多種多様な意見を受け止め、選択と集中により市政運営に生かしていく」との答弁がありました。

次に、「新総合計画において、将来を見据えた持続可能なまちづくりを目指しているが、現在の財政状況をどう考え、今後どのような財政運営を行っていくのか」との質疑に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の大幅な減収が見込まれ、財源の補填には財政調整基金の取崩しに頼らざるを得ない。一方、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の増が見込まれ、非常に厳しい財政状況であるが、トップとして俯瞰することが大事と考えており、慎重な財政運営を行っていく」との答弁がありました。

次に、「災害に強いまちづくりのためには市民とのパートナーシップが重要と考えるが、市としてどのように取り組むのか」との質疑に対し、「災害が発生しないよう内水対策等に取り組むとともに、国・県に対策を要望していくが、災害が発生した際には、市民と一体となり、災害を乗り越えられるよう最善を尽くしたい」との答弁がありました。

次に、「農林水産省が遊休農地、耕作放棄地の解消及び後継者、新規就農の確保のため、営農型太陽光発電を推進しているが、市の見解は」との質疑に対し、「法的要件等を満たし、事業全体に対して地域での賛同が得られ、設備の下での営農が適切に行うことができれば、耕作放棄地や後継者問題の解決につながる1つの手段と考えられる」との答弁がありました。

次に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略・新総合計画において、地理的優位性を生かし、企業立地の促進を図る、地下資源を生かした新産業の創出等、様々な施策の展開を図るとあるが、第1次3か年実施計画の事業費を見ると、未来の拠点都市を目指すための事業費査定に予算がないと言わざるを得ない。田中カラーを出すためにも目に見える仕掛けをする必要があると思うが、市長の考えは」との質疑に対し、「夢のある計画を立てたいが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、財政状況は引き続き厳しい状況である。リモートワーク、ガラス工芸の町として本市のPRを行う等の人口増につながる仕掛けが、少しずつではあるが、効いてきている。市民一人一人が住んでよかったと感じられるまちづくりを目指す」との答弁がありました。

次に、「本市においても、新型コロナウイルス感染症が拡大している中、感染予防対策及びPCR検査に重点が置かれているが、市として、感染者に対しどのような対策を講じているか」との質疑に対し、「新型コロナウイルス感染者については、長生健康福祉センターが対応しており、市は感染者の情報を知ることができないため、市としての感染者への対策は難しく、千葉県の指示に従い対応している」との答弁がありました。

次に、「ロケーション撮影の誘致を積極的に推進するなど、シティプロモーションは着々と成果を上げていると思われるが、市長としての思いと今後への期待は」との質疑に対し、「市内飲食店、商工会議所等と連携し、積極的に推進することにより、映画やドラマのロケ誘致につながっており、これにより宿泊、飲食等への経済効果及び市のPRに効果があったと考えている。市として、ロケツーリズムアワード地域大賞も受賞したが、これに満足することなく、今後もロケ誘致を推進し、本市の知名度や好感度を上げ、市の活性化や移住・定住の増加など、様々な効果を期待している」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの質疑、要望がなされたところではありますが、結果といたしまして、議案第6号「令和3年度茂原市一般会計予算」は、委員長を除く出席委員10名のうち賛成する者7名、反対する者3名で、賛成者多数により可決することと決定した次第であります。

以下、賛成者の附帯意見を要約して申し上げます。

市民要望に留意するとともに、事業の民間委託をするなど、積極的に新たな施策や財源確保に取り組まれない。

今後は、選択と集中として何を重視しているのかが具体的に見える予算編成に努められたい。本市の最重要課題である水害対策、人口減少抑制対策について、受け身ではなく積極的な仕

掛けをし、優先的な予算編成をされたい。

新型コロナウイルス感染症の影響等により大変厳しい財政状況下で、経済がいつ、どのように好転し、税収等が回復するか見通せない中、国・県の交付金、補助金等の積極的かつ効果的な活用に努めるとともに、目まぐるしく変化する社会情勢に対し、臨機応変に補正等の対応をし、市民を第一に考えた事業展開及び予算執行に努められたい。

次に、反対者の意見を要約して申し上げます。

コロナ禍により市税が減少する厳しい予算編成の中、令和3年度は河川改修、内水対策等の災害対応、市営住宅改修、産後ケア事業等の母子保健事業を拡充するなどの市民要望に応えた点は評価できるが、一方、子育て支援施策の柱とも言える子ども医療費助成事業の対象者年齢の拡充、PCR検査の実施、交通弱者支援のための地域公共交通の充実等の市独自の施策は皆無であり、市民要望に背を向けた予算編成となっており、また、市民合意の得られていない本納小学校の本納中学校敷地内への移転に係る付帯工事が計上されている本予算案に反対である。

新型コロナウイルス感染症の影響により市税収入が減少し、大変厳しい状況下での予算編成は評価できるが、市民要望の実現がさらに遠のき、茂原市のまちづくりにも夢が持てない本予算案に反対である。

本市最大の懸念事項である水害対策に対し、二級河川の改修は千葉県の責任との見解であり、内水対策に係る予算措置が不十分と言わざるを得ない。また、教育行政が最重要施策としているにもかかわらず、教育費は前年度に比し約16億円の減額と大幅に削減されており、選択と集中という理念に合致しているとは言えない本予算案に反対である。

次に、今後の予算執行にあたり留意する事項として、各委員から当局に対し、多くの意見、要望がありましたので、以下、その主なものについて申し上げます。

1. 市民生活向上のため、既存の事業の民間委託、クラウドファンディング、ネーミングライツ等を積極的に活用し、財源確保に努められたい。

1. コロナ禍における市民要望に応え、令和3年度予算の適正な執行に努められたい。

1. 経常経費を中心に予算編成せざるを得ないことは理解するが、市民要望の強い維持補修費の十分な予算措置をされたい。

1. 実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率の3指標及び財政状況を市民に示し、市民の理解を得るとともに、市民と共有しながら、まちづくりを進められたい。

1. 災害時は市と市民との協働が必要であるため、災害時に向けた市民への情報の周知を図るとともに、公的な立場での整備に努められたい。

1. 人口増加につながる施策に手厚い予算措置をされたい。
1. ロケの誘致はリモートワーク等の移住により、本市の人口増及び活性化につながる有効な事業であるので、さらに推進されたい。
1. コミュニティ活動支援事業に手厚く予算措置し、自治会の加入者が増えるよう取り組まれない。
1. 令和3年度新たに導入されるキャッシュレス決済について、さらなる周知に努められたい。
1. ファミリーサポートセンター事業については、コロナ対応としての利用料無料化の取り組みは継続するとともに、総合援助活動に係る予算のさらなる確保と活動の周知に努められたい。
1. 特定不妊治療は高額な医療費がかかるが、効果が期待されるため、少子化対策の一環として、引き続き積極的に取り組まれない。
1. 千葉県が実施する感染拡大防止協力金で対象となる飲食店以外の業種への市独自の手厚い支援について検討されたい。
1. コロナ禍における中小企業者等振興総合支援について、商工会議所等と連携し、情報が行き渡るよう、かつ分かりやすい周知に努められたい。
1. 本市の内水対策を進めるためには、千葉県が実施すべき二級河川の改修が不可欠なため、千葉県へ要望をしていくとともに、連携を図りながら進められたい。
1. 水害対策として、田んぼダムや地上権のない道路の地下に排水路を通す等の方法を検討されたい。
1. 小中学校の体育館は災害時に避難所となることから、早急に空調設備の設置を検討されたい。
1. ひとり親世帯が増加傾向にある中、またコロナ禍の影響もある状況下において、奨学資金貸付については、高校入学時も対象となるよう検討されたい。
1. 小中学校及び地域において、年代を問わず市民がスポーツを楽しむことができる環境整備に取り組まれない。
1. 令和3年度から開始される旅券事務について、職員研修をしっかりと行い、体制を整備されたい。
1. 奨学資金貸付については、市独自の有利な貸付け制度、使いやすい貸付け制度となるような見直しを検討されたい。
1. 臨時財政対策債について、全額借り入れるのではなく、対応を誤らないよう慎重に検討されたい。

以上が、本予算審査特別委員会の報告であります。本会議におかれましても慎重審議を賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（ますだよしお君） ここで、しばらく休憩します。

午後 2 時 17 分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後 2 時 30 分 開議

○議長（ますだよしお君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務委員会委員長 小久保ともこ君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 小久保ともこ君登壇）

○総務委員会委員長（小久保ともこ君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告 2 件、議案 2 件について、3 月 5 日に全員協議会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「低所得のひとり親世帯への給付金の内容や上限は」との質疑に対し、「1 世帯あたり 5 万円で、第 2 子以降は 1 人あたり 3 万円が加算されるものであり、上限は定められていない」との答弁がありました。

次に、「給付の時期や回数は」との質疑に対し、「事前に対象者として把握している児童扶養手当の受給者の方には、昨年 12 月 28 日に支給した。急激に収入が減ったことなどで対象となる、申請が必要な方に対しては、2 月末まで受付を行い、3 月末までに支給していく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第 1 号については全員異議なく承認することと決定しました。

次に、報告第 2 号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「補正額 4 億 719 万 1000 円と繰越額 3 億 9332 万円との差額は」との質疑に対し、「差額は人件費等 3 月までに係る事業費分であり、厚生労働省より、令和 3 年 9 月分までの必要な予算を算定し補助金申請するよう通知があったことから、4 月から 9 月までの分も計上している」との答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルスワクチン対策室の設置における人件費の増減の理由は」との質疑に対し、「以前より感染症対応のため多くの時間外勤務が生じ、給与から時間外勤務手当へ流用した経緯があり、今回の人事異動により、対策室に配置された4名分の人件費が不足したことから、専決処分にて対応したものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第2号については全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第1号「令和2年度茂原市一般会計補正予算（第9号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13億4157万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ429億8827万6000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、総務費、庁舎維持管理費について、「空調設備更新に係る12億9000万円の減額は補助金が見直されたことによるものとのことだが、今後の更新予定は」との質疑に対し、「職員や来庁者の健康面からもできるだけ早く更新したいが、まずは財源確保を検討していく」との答弁がありました。

次に、債務負担行為補正について、「給食センターPFI事業の追加の内容は」との質疑に対し、「PFI事業の契約の中に、物価変動がプラスマイナス1.5%以上あった場合は事業費を見直すと定められている。今回はプラスにより増額するための債務負担行為補正だが、マイナスとなれば減額して支出することになる」との答弁がありました。

次に、民生費、災害救助事業について、「沢井製菓敷地内の災害ごみ仮置場に係る委託料や工事請負費の減額の理由は」との質疑に対し、「仮置場での処理が今年度にずれ込むことが見込まれたため、搬入路として設置していた敷き鉄板などの予算計上をしていたが、昨年2月に撤去できたことにより不用額となったものである。土砂の入れ替えについても、当初の見込みに比べて入れ替える砂の量が減ったことで、不用額が増えたものである」との答弁がありました。

これに対し、委員より、「先日の大風により、そのせっかく入れ替えた砂が飛んでしまったようだ。これだけの不用額が出たのであれば、春先のことまで見越したアフターケアができる」と、沢井製菓や周辺住民などともより良い関係性が築けるのではないかと意見があり、「適宜散水等の対策を講じている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第17号「茂原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「現金出納の検査期日を15日から25日に変更する理由は」との質疑に対し、「15日の検査期日は本条例施行時に規定されたものであり、以前は出納件数が現在ほど多くなかったと推測され、検査は可能であったと考えられる。しかし、出納取扱件数は年々増加し、出納事務も複雑化、煩雑化していることや、他課との調整に期間を要することなどから、毎月15日の検査執行は困難な状況であるため、検査期日を変更して対応していたが、現状に即し、今回改正しようとするものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第17号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（ますだよしお君） 次に、教育福祉委員会委員長 向後研二君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 向後研二君登壇）

○教育福祉委員会委員長（向後研二君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件、議案13件、諮問1件、陳情1件について、3月5日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布され、同年2月13日に執行されることに伴い、茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、同年2月12日に専決処分をしたものであり、採決の結果、報告第3号については全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第2号「令和2年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4766万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億1743万3000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「短期人間ドック、脳ドック並びに特定健康診査について、当初の予定よりどの程度受診者数が減ったのか。またその理由は」との質疑に対し、「短期人間ドックは373名、脳ド

ックは129名、特定健康診査は2990名、当初の予定より減った。その理由については、コロナ禍による受診控え、受入れ停止期間、受診定員の減等によるものである」との答弁がありました。

次に、「長生郡市広域市町村圏組合病院事業負担金の内容は」との質疑に対し、「非常勤医師確保や夜間等の救急患者受け入れの体制支援に要した費用に対するものである」との答弁がありました。

また、委員より、「保健指導については、今後とも受診率の低迷が続くと思われるので、周知の徹底に努められたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第3号「令和2年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第3号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億7809万7000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「プログラム改修の委託先とその内容は」との質疑に対し、「委託先は株式会社DSKであり、改修内容の主なものは、認定有効期間の見直し、医療・介護の連携のための医療保険者番号等の入力及び送信機能の追加、主治医意見書の電子化対応である」との答弁がありました。

次に、「認定有効期間が延びるということだが、高齢者は心身の状態が変わりやすく、柔軟に対応できるのか」との質疑に対し、「認定有効期間中に傷病等により、申請当初と比べ介護度が見合っていない状況であれば、区分変更申請をすることにより介護度の見直しを行うことができる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第4号「令和2年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ842万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億327万7000円にしようとするものであります。

審査の過程において、「広域連合事務費負担金の減額理由は」との質疑に対し、「当初、昨



年度中に、後期高齢者医療広域連合において、各市町村の納付金を算定していたが、年度末に近づき、見込みがつき、改めて減額して示されたものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第7号「令和3年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億626万5000円とするもので、対前年度1億4512万5000円、1.46%の増とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「一般被保険者高額療養費について、前年度と比べ3600万円ほど伸びているが、その理由は」との質疑に対し、「医療の高度化、医薬品の高額化、被保険者の高齢化、すなわち70歳到達に伴う高額療養費の限度額引下げによる保険者負担の増加によるものである」との答弁がありました。

次に、「一般被保険者の世帯数の推移と今年度の見込みは」との質疑に対し、「各年度の当初時点で、平成30年度は1万5208世帯、令和元年度は1万4340世帯、令和2年度は1万4030世帯と減少している。令和3年度に関しては、年間の平均世帯数にはなるが、1万3913世帯と見込んでいる」との答弁がありました。

また、委員より、「54.8%の世帯が軽減を受けていることは、如何に負担が重いものかを表しており、一般会計から繰り出しても負担を軽減すべきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第10号「令和3年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億8749万1000円とするもので、対前年度5663万1000円、0.7%の増とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「居宅介護サービス給付事業について、前年度と比べ9500万円ほど増加しているが、その理由は」との質疑に対し、「前年度と対比を行い、介護給付費の伸びや報酬改定により0.7%増額したことを踏まえ、9500万円ほど増額し計上している」との答弁がありました。

次に、「令和2年度は、一般介護予防事業の負担金補助及び交付金の中に在宅寝たきり者等歯科保健事業委託料が計上されていたが、今回計上されていない理由は」との質疑に対し、

「令和2年度までは、介護保険事業費の中の一般介護予防事業において計上していたが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のため、令和3年度からは一般会計予算の中の歯科検診事業において計上し、引き続き実施する」との答弁がありました。

また、委員より、「増額により高齢者に負担を強いる介護保険料を基礎とした本予算には反対である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第10号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第11号「令和3年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8511万2000円とするもので、対前年度7341万3000円、5.6%の増とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「後期高齢者医療保険料のここ数年の徴収率の推移は」との質疑に対し、「平成29年度は99.29%、平成30年度は99.53%、令和元年度は99.46%である」との答弁がありました。

次に、「広域連合事務負担金のここ数年の推移は」との質疑に対し、「平成30年度は3021万6370円、令和元年度は3593万3164円、令和2年度は3399万4571円である」との答弁がありました。

また、委員より、「マイナンバーカード普及に併せ、マイナンバーカードと連動した利便性向上について、今後ともさらなる調査研究に努められたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第18号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本市の財政状況を踏まえ、今後の国民健康保険税の見通しは」との質疑に対し、「被保険者の高齢化、医療の高度化・高額化に伴い、県に納付する1人あたりの国民健康保険事業費納付金は年々増加している。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、繰越金を活用し税率を引き下げたが、令和5年度の予算算定時には、改めて税率の検証が必要であると考え」との答弁がありました。

次に、「今回の税率引き下げによる影響は」との質疑に対し、「今回の税率の引き下げによ

り、約1万4000世帯中、約1万3900世帯に、税額では5600万円ほど影響が出ると見込んでいます」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第18号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第20号「茂原市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本納小学校の移転に関する懸念材料への対処は」との質疑に対し、「プール、遊具に関しては、昨年の12月補正予算にて対応し、駐車場に関しては、新年度予算にて対応予定である。部活動等に関しては、コロナ禍のため、なるべく接触を避けるようローテーションを組むなど、計画的に進めていきたい」との答弁がありました。

次に、「現在の本納小学校は、移転後売却するのか」との質疑に対し、「現在のところ未定である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第20号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第21号「茂原市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「現在、茂原市の文化財はどの程度あるのか。また、茂原市の文化財の中で、国・県の文化財に指定予定のものはあるのか」との質疑に対し、「現在、茂原市の文化財は54件あり、国・県の指定に変わる予定のものはない」との答弁がありました。

次に、「これまでに茂原市の文化財から国・県の文化財に指定されたものはあるのか」との質疑に対し、「明治42年に軌道開業の際に活躍した人車が昨年の3月に県の指定文化財になった」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第21号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第22号「茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回の改正により対象となる施設は、本市では獅子吼園以外にあるのか。また、対

象の人数は」との質疑に対し、「本市では獅子吼園だけであり、対象者数は20名である」との答弁がありました。

次に、「中学校卒業または高校卒業など、退所時期は様々だが、入所期間中は対象であると理解してよいか」との質疑に対し、「入所期間中は全て公費負担の対象である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第22号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第23号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「第8期介護保険料の段階別人数は」との質疑に対し、「第1段階4440名、第2段階2014名、第3段階1695名、第4段階4067名、第5段階4417名、第6段階4944名、第7段階4550名、第8段階1915名、第9段階1675名、合計2万9717名である」との答弁がありました。

次に、「本市の第8期介護保険料の県内での順位は」との質疑に対し、「37市中、安いほうから9番目の予定である」との答弁がありました。

また、委員より、「これこそ保険料を上げる改正であり、これ以上高齢者に負担を強いる本改正には反対である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第23号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第24号「茂原市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「虐待防止の改正趣旨と本市での虐待の事例は」との質疑に対し、「全国的に、夜間など、人の目が行き届かない時間帯等に高齢者に対し虐待する事案が報告されている。より一層虐待防止を推進し、高齢者の人権、生命、財産等を守るため、義務付けを行ったものである。また、現在のところ、本市において、行政指導まで行った事例はない」との答弁がありました。

次に、「改正の対象となる本市の事業所数は」との質疑に対し、「延べ98事業所である」との答弁がありました。

また、委員より、「オペレーターに関して、他の職種と兼務できるようだが、働く者の処遇が守られるよう指導していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第24号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第38号「損害賠償額の決定及び和解について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「負傷した生徒の現状は」との質疑に対し、「ケガが回復するまでは多数の通院を要したが、現在では、欠席もほとんどなく、保健体育の授業も受け、元気に登下校をしている」との答弁がありました。

次に、「今回の負傷事故について、教育委員会と教育現場はどう認識をしているのか。また、当該教員には処分があったのか」との質疑に対し、「今回の負傷事故については、教員が生徒にしっかりと授業を受けさせたい気持ちで行った指導による行為ではあるが、結果として生徒にケガをさせてしまったことについて、非常に重く受け止めている。処分については、教育長より口頭で訓告を行っている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第38号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、諮問第1号「審査請求に関する諮問について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回のケースでは、障害基礎年金の支給の兼ね合いにより保護費の返還が生じたとのことだが、今後どういった対応をしていくのか」との質疑に対し、「障害基礎年金については、非課税年金であり、年金機構から年金資料が提供されないため、把握には本人の収入申告に頼らざるを得なかった。今後は、年金機構に対し、生活保護者の年金支給状況について、資料の提供をお願いしていきたい」との答弁がありました。

次に、「分割納付を求めた場合、生活保護者が生活困窮にならないのか」との質疑に対し、「生活保護者の生活状況の把握に努めるとともに、生活に支障のない範囲での分割納付をお願いしていく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、諮問第1号については全員異議なく裁決の趣旨及び裁決の理由を適当とすることと決定しました。

次に、陳情第1号「75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「1割から2割負担になる本市の対象者数は」との質疑に対し、「市では2800名から

2900名が2割負担へ移行する見込みである」との答弁がありました。

次に、「もし、1割負担を継続した場合、本市の財政状況にどう影響が出てくるのか」との質疑に対し、「1割負担を継続した場合、医療費保険者負担分の12分の1を負担する療養給付費負担金が必然的に多くなり、市の財政に大きな影響が出る」との答弁がありました。

次に、「2割負担により、どの程度公費負担が減る見込みか」との質疑に対し、「74歳以下の市民が負担する後期高齢者支援金が1人あたり700円程度減る見込みである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第1号については賛成者少数により不採択とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（ますだよしお君） 次に、建設経済委員会委員長 山田広宣君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 山田広宣君登壇）

○建設経済委員会委員長（山田広宣君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案19件、陳情1件について、3月5日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

最初に、議案第5号「令和2年度茂原市下水道事業会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「資本的支出の建設改良費が大きく補正されているが、具体的な内容は」との質疑に対し、「ストックマネジメント計画に基づき、水処理施設や電気設備の改築、機械棟の耐震化工事、老朽化している管渠の工事などである」との答弁がありました。

次に、「3月補正ということで繰越事業だと思うが、工事期間はどの程度見込んでいるのか」との質疑に対し、「今回の事業は全て繰越事業となっており、令和3年度中に完了予定である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第8号「令和3年度茂原市特別会計農業集落排水事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2836万9000円とするもので、対前年度比2億1755万円、53%の増とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「公営企業会計への移行時期は」との質疑に対し、「令和6年4月1日から移行する」との答弁がありました。

次に、「公営企業会計移行業務委託の内容は」との質疑に対し、「農業集落排水事業に係る全資産を整理し、固定資産台帳を作成する業務委託となる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第9号「令和3年度茂原市特別会計駐車場事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5905万1000円とするもので、対前年度比1816万7000円、23.5%の減とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「利用台数が前年度と比べて減少しているが、原因は何が考えられるのか」との質疑に対し、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う不要不急の外出自粛により減少したと考えられる」との答弁がありました。

次に、「土地借上料について、何年ごとに見直しを行っているのか。また、現契約では減額となっているのか」との質疑に対し、「現契約は、令和3年1月から令和5年12月までの3年間である。土地借上料については、公租公課を除いて約380万円減額となっている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第12号「令和3年度茂原市下水道事業会計予算」について申し上げます。

本案は、地方公営企業法等に基づき、下水道使用料や施設の維持管理等営業的な業務に係る収益的収支及び施設の改築工事や管渠の整備、またそれらの財源となる企業債や国庫補助金の収入等資産を形成する業務に係る資本的収支の2本立ての予算とするものであります。収益的収入13億9686万3000円に対し、収益的支出は13億5562万8000円とし、資本的収入7億9000万3000円に対し、資本的支出は12億9354万4000円とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「収益的収入の営業収益である下水道使用料は、前年度当初予算と比べると2178万

5000円の減額となっているが、その理由は」との質疑に対し、「水産加工会社が倒産したこともあり、全体的な水需要を勘案し減額とした」との答弁がありました。

次に、「汚水処理は、一般的には使用料で賄うべきと考えるが、一般会計で負担している理由は」との質疑に対し、「分流式下水道の汚水処理に関しては、公共用水域の水質保全の観点から公益性があるため、公費を充てるよう国から示されているため負担している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第12号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第14号「茂原市再生土の埋立て等規制条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「国や県では再生土の使用を推奨しており、本条例の趣旨と齟齬があると思うが、見解は」との質疑に対し、「国は推奨しており、千葉県においても規制の中で使用することができるが、県内13の自治体では、再生土の埋立てによる被害を防止するため、使用を禁止している。茂原市でも平成27年に稲が枯れる事件が発生していることから、再生土の安全性が確立されるまでは、独自の規制をしていきたい」との答弁がありました。

次に、「重い罰則規定が設けられているが、どのような経緯で設定したのか」との質疑に対し、「千葉県の条例や他の自治体を参考とした。罰金の額については、千葉地方検察庁と協議し決定した」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第14号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第15号「茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本条例による許可を取れば、千葉県の残土条例による許可は不要か」との質疑に対し、「本条例では300㎡以上3000㎡未満の埋立てが対象である。3000㎡以上は千葉県の許可が必要である」との答弁がありました。

次に、「本条例で高さの規制はあるのか」との質疑に対し、「高さの規制はないが、面積にかかわらず崩落、飛散の防止策を講じることとしている。また、300㎡以上の許可案件については、崩落等の防止に必要な措置について、構造上の基準や施工中の必要な措置を要件とする規定を設けている」との答弁がありました。



以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第15号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第16号「茂原市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、自転車駐車場を24時間365日利用できるよう所要の改正を図るものであり、採決の結果、議案第16号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第19号「茂原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「手数料算定の根拠となる千葉県の高賃金の金額は」との質疑に対し、「千葉県によると、金額については公表していない」との答弁があり、採決の結果、議案第19号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第25号「茂原市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、用語の変更及び事務の円滑化を図るため、所要の改正を図るものであり、採決の結果、議案第25号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第26号「茂原市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、国府関住宅を耐用年数経過により用途廃止するにあたり、条例から国府関住宅を削除するものであり、採決の結果、議案第26号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第27号「茂原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「入居者選考委員会から茂原市営住宅あり方検討委員会へ名称が変更となり、地方自治法上の附属機関という位置づけとなることから、委員から議員は外れるのか」との質疑に対し、「入居者選考委員会では5名の議員がいたが、今後は、附属機関ということで、原則、外部の有識者や専門家で構成することとなり、議員は入っていない」との答弁がありました。

次に、「茂原市営住宅あり方検討委員会の活用方法はどのように考えているのか」との質疑に対し、「当面は、市営住宅の諸問題等の意見集約に活用していくが、今後計画などを策定する際は諮問していく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第27号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第28号「茂原市畜産経営安定資金利子補給条例を廃止する条例の制定について」申し上げます。

本案は、10年以上交付実績がなく、今後も交付の見込みがない状況であり、現在、他の制度による利子補給により畜産経営者に対する支援を行っているため、本条例を廃止するものであり、採決の結果、議案第28号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第29号「茂原市農業後継者育成事業資金利子補給条例を廃止する条例の制定について」申し上げます。

本案は、10年以上交付実績がなく、今後も交付の見込みがない状況であり、現在、他の制度による利子補給により農業者に対する支援を行っているため、本条例を廃止するものであり、採決の結果、議案第29号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第30号「茂原市果樹植栽事業資金利子補給に関する条例を廃止する条例の制定について」申し上げます。

本案は、10年以上交付実績がなく、今後も交付の見込みがない状況であり、現在、他の制度による利子補給により農業者に対する支援を行っているため、本条例を廃止するものであり、採決の結果、議案第30号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第31号「茂原市被害農林漁業者等に対する天災融資利子補給等に関する条例を廃止する条例の制定について」申し上げます。

本案は、10年以上交付実績がなく、今後も交付の見込みがない状況であり、現在、他の制度による利子補給により被害農林漁業者等に対する支援を行っているため、本条例を廃止するものであり、採決の結果、議案第31号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第32号「茂原市中小企業振興利子補給金及び事務費補助金交付に関する条例を廃止する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「事務費補助金の上限額は幾らか」との質疑に対し、「条例では上限額は定めていないが、予算の範囲内となる」との答弁がありました。

次に、「本条例の廃止理由として、他の制度により支援を行っているとあるが、どのような支援があるのか」との質疑に対し、「茂原市中小企業融資制度により、運転資金や設備資金等を融資している。また、融資に係る金利を市が一部負担している」との答弁がありました。

また、委員より、「事務費補助金については、廃止せず残してほしい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第32号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第33号「市道路線の認定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「都市計画道路桑原八千代線の用地買収は終わっているのか」との質疑に対し、「全ての用地買収は終わっていない」との答弁がありました。

次に、「用地買収は終わっていないとのことだが、今後は、市道認定を行い、事業を進めていくのか」との質疑に対し、「都市計画道路桑原八千代線については、交付金事業として実施しており、市道認定が1つの条件となっているため、未整備区間について市道認定をするものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第33号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第34号「市道路線の変更について」申し上げます。

本案は、茂原長柄スマート I C 供用開始に伴う起点の変更が2路線、ゆたか土地区画整理事業地内の道路及び都市計画道路の変更に伴う終点の変更が3路線の計5路線を変更するものであり、採決の結果、議案第34号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第35号「市道路線の廃止について」申し上げます。

本案は、茂原長柄スマート I C 供用開始に伴い、一部重複する1路線を廃止するものであり、採決の結果、議案第35号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第2号「建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書の提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「陳情にある基金についての負担割合は、国と企業で2分の1ずつとなるのか」との質疑に対し、「陳情にある基金の概要では2分の1ずつである」との答弁がありました。

次に、「直近の最高裁での判決も原告勝訴となっているが、内容は基金の設立についてなのか」との質疑に対し、「裁判で争われていることは基金の設立ではなく、補償についてである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第2号は全員異議なく採択することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれ

ましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（ますだよしお君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（5番 平ゆき子君登壇）

○5番（平ゆき子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の平ゆき子でございます。日本共産党を代表いたしまして、反対討論をいたします。

反対する案件は、議案第6号「令和3年度茂原市一般会計予算」、議案第7号「令和3年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」、議案第10号「令和3年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」、議案第11号「令和3年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」、議案第13号「茂原市基本構想及び基本計画を定めることについて」、議案第20号「茂原市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第23号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に反対するとともに、陳情第1号「75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情」については、これを不採択とした委員長報告に反対をし、その理由を述べます。

初めに、議案第6号「令和3年度茂原市一般会計予算」について述べます。

令和3年度の一般会計予算の歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人市民税・法人市民税の減が見込まれ、さらに、大手企業の低迷で固定資産税の減も予想され、例年以上に厳しい財政状況の中、歳出では、河川改修や内水対策等の災害対策、茂原市駅前通り地区土地区画整理事業等の大型公共事業や老朽化が進む公共施設の更新への対応が必要として、引き続き難しい財政運営が求められる状況下においても、河川改修事業や内水対策関連事業など災害対応や、市民体育館のエアコン設置、市営住宅の改修事業、産前産後のケア事業など母子保健事業の拡充など、市民要望に応えた事業の予算化は評価いたします。

一方、子育て支援の柱とも言える子どもの医療費助成事業の年齢拡大、新型コロナウイルス関連では、PCR検査センター設置やPCR検査等の社会的検査の実施など市独自の支援策、また、交通弱者への地域公共交通の充実などに対しては、市民要望の実施が皆無であり、切実な市民の願いに背を向けた予算構成となっています。特に、いまだに住民合意が得られていな

い本納小学校の本納中学校敷地への移転に関わる関連工事が予算計上されている本予算案には反対するものです。

次に、議案第7号「令和3年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について述べます。

非正規雇用労働者や退職後の高齢者の多くが加入する国民健康保険は、以前から高過ぎて払い切れないとの悲鳴が上がり続け、多くの滞納者を生み出し、まさに、保険に殺される状況をつくり出し、社会問題化しています。これは国が自治体の国保会計への国庫負担を減らし続けたことによるものです。

ところが、国は国民の生活苦を顧みないどころか、逆に、連続大幅引上げの圧力を強めています。2018年から国保制度の広域化が進められていますが、これを機に、さらに市町村の一般会計からの法定外繰入れの抑制、廃止する取り組みを強め、保険者努力支援制度の交付金を減らす等、ペナルティー措置を導入し、公費削減ありきの道を突き進んでいます。2018年度から開始された国保の広域化は、市町村が独自に行ってきた法定外繰入れをやめさせることを前提に、都道府県が計算し、標準保険料率を目安として示していますが、標準保険料率に合わせた連続大幅引上げを迫る仕組みづくりが進められようとしています。

一方、本市は、そもそも法定外繰入れは一度も行っていないため、県の標準保険料率から見ると相対的に低いレベルにあるため、国保税はこの間、引上げの自治体が多い中、また市担当の努力もある中で、引下げが行われました。

この点では評価されますが、保険税の負担軽減にはまだまだ不十分であります。国保は憲法が保障する社会保障制度であり、国保税の引下げは喫緊の課題です。国・県の支援はもとより、市独自の公費負担や18歳以下の子どもの均等割など、軽減策拡充が必要です。さらに、加入者の54.8%の世帯が軽減を受けていることは、いかに負担が重いかを表しており、一般会計から繰入れしてでも負担を軽減すべきです。

国からの財政投入、市の独自の軽減策を強く求めまして、せめて協会けんぽ並みの加入者負担の実現を求め、本案件に反対するものです。

次に、議案第10号「令和3年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について述べます。

介護保険は、今予算において、第8期事業計画の制度見直しにより、保険料の引上げが提案されています。高齢者家族にとっては、コロナ禍の下、大きな負担です。さらに、第8期事業計画では、利用者負担増としての施設の食費負担の引上げが計画されています。現在、世帯全員が住民税非課税で年金収入が80万円以上の施設利用者には補足給付が適用され、食費負担額は月2万円に抑えられています。政府は2021年度から、年金収入120万円を超える入所者に対

して、月2万2000円引き上げて4万2000円にしようとしています。この負担増対象者は、年金収入が月10万から12万程度の入所者です。この方たちは既に食費、居住費、利用料、介護保険料として毎月約6万円を負担しています。また、厚労省の調査によれば、これらの施設入所者は施設内の洗濯、理容、美容の利用料や教養娯楽費など、月平均で約2万円を支出しています。この上に食費負担を2万2000円も引き上げられたら、年金が月10万円の方は完全な支出超過になってしまいます。まさに身ぐるみを剥ぐ負担増と言えます。この改悪に連動し、住民税非課税世帯で年金収入120万円以上の方がデイサービスやショートステイを利用する際の1食あたりの食費負担も引き上がります。

こうした負担増に対し政府は、一定の所得がある層に負担を求めるとしていますが、介護の利用料や医療の窓口負担を引き上げれば、要介護度が重い人や病気が重症の人ほど負担は重くなり、利用、受診の抑制を招くことにつながります。こうした内容を含む本案件は、到底認めるわけにはまいりません。

次に、議案第11号「令和3年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について述べます。

後期高齢者医療は2年に1度見直しが行われ、高齢化が続く中では、その度ごとに保険料の引上げが続きました。こうした中、低所得者を対象に、軽減特例として9割、8.5割の暫定軽減を行ってきました。しかし、段階的に削減され、2021年度では特例軽減は姿を消してしまいました。現在、後期高齢者医療制度の医療費は原則1割負担ですが、この自己負担の見直しが行われ、全世代型社会保障実現のためとして、政府は2022年度に医療費を現在の1割から2割負担への引上げを検討しています。医療費の自己負担が増えれば、受診控えや家庭にも深刻な影響が出ることが大いに予想されます。こうした内容を持つ本案件に反対するものです。

次に、議案第13号「茂原市基本構想及び基本計画を定めることについて」、述べます。

1980年代から顕著になった新自由主義的な国家運営の流れは、大幅な規制緩和、市場原理主義の重視で貧困と格差を生み出し、特に若者の半数以上が非正規雇用であり、若者が使い捨てにされることが当たり前の世相を生み出し、加えて、コロナ禍によって一層厳しさを増しています。このことが少子化の大きな要因であることは明らかです。

基本計画の基本方向では、人口減少、少子高齢化に対応した持続可能性の確保を柱にした市政運営を進めることが謳われています。全体を通して人口減少や少子高齢化は自然現象であり、避けて通れないものとの位置づけになっているものの、このことの社会的な分析がなく、自治体間競争によって人口を確保する方向性が示されています。茂原市が生き残るのではなく、近

隣の自治体含めてみんなで生きていく、共存していくことを重視したまちづくりが必要であり、それが外房の中核都市としての役割ではないでしょうか。

さて、本案件に反対する主な理由は、例えば、学校教育の分野では、義務教育において、一定の集団規模が必要であり、児童生徒の推移を見極めながら再編を推進していくとあり、これまでの議論でも適正規模の具体的な概念が示されておらず、そのときの行政の恣意的な思惑で事業運営が進む危険性が高いと言えます。コロナ感染やその対策から学んだことが活かされていません。また、小中一貫教育を推進することで、9年間を見通した系統的、継続的な指導を行い、確かな学力や豊かな人間性、社会性を育成とありますが、今までの当局の再編だよりにあるように、教員が長く関わることにより信頼性の向上を図りますなど、成果があるように装っているだけで、成果の実績があるわけではなく、初めから検証不可能なことを計画の中心に据えており、責任性が問われるものであります。

次に、産業、特に農業分野では、担い手への農地の集積を図るとされていますが、いわゆる大規模化の推進で、小規模農家はその中に含まれていないように見えます。世界的には、大規模化ではなく家族農業による農業再生を目指す動きが尊重され、2018年から始まった国連家族農業の10年が注目を浴びています。本市の計画には、このことが反映されていません。また、農業後継者の育成では、国・県の農業関係機関、JA長生、農業委員会との連携を通じた農業後継者の育成に努めるとしながら、JA長生の農業独立センターの立ち上げの事業になぜ協力してこなかったのか、大きな疑問であります。

学校再編では過疎地域から学校がなくなり、農業の担い手が大規模農家に集中する方向性では、農村部のコミュニティは維持されず、地域から人がいなくなり、狭い茂原市の中での地域内集中、一極集中を招くのではないかと危惧されます。どこに住んでいても平等な行政サービスを受けられるようなまちづくりが必要です。

以上のことから、本案件に反対をするものです。

次に、議案第20号「茂原市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、本納小学校を現在地から本納中学校敷地へ移転するための条例改正に反対し、その理由を述べます。

そもそも、計画当初は、本納小学校を含めた小学校敷地については、中学校付近に建設するはずでありましたが、そのめどが立たず、現小学校の裏山の崖の危険性から、その崖の危険を除去するのではなく、中学校敷地への移転が強引に決定された経緯があります。この動きについて、計画の変更もさることながら、移転先の中学校も線路際の狭隘な敷地で、水害や天然ガスの湧出の危険性があるなど、環境悪化と、移転先がなお危険というもので、署名運動など、

多くの住民や議員の反対運動を引き起こしました。根強い住民の反対は、当局の強引な事業運営で抑え込まれるものではありません。

反対の住民の意思を無視し、都合のよい民意だけを尊重するなど、民主主義がないがしろにされるような事業運営に関連する本案件に反対するものです。

次に、議案第23号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」述べます。

本案件は、65歳以上の方の介護保険料の見直しで、2021年度から2023年度までの保険料率の改定案です。今後、本市の被保険者数の増加に伴い、介護給付費が増加している中で、現行の保険料、年額6万円、月額5000円を、年額6万1200円、月額5100円に引き上げるものです。

この保険料算出では7億500万円余の介護給付費準備基金から5億円を活用したことは評価いたしますが、高齢者の方々は消費税増税や風水害、さらにコロナ禍と、暮らしに多大な影響を受けている中でさらなる負担増は深刻です。試算では、あと1億円投入することで現行の保険料になると伺っています。そもそも、準備基金は被保険者の保険料をプールしたものです。自分たちの保険料引下げのために活用することに異議はないと思います。さらに投入し、引下げを求め、反対するものです。

次に、陳情第1号「75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情」について述べます。

この陳情は、菅政権が2020年度から75歳以上が支払う原則1割の医療費窓口負担に2割負担を導入する改悪に対し、現行の1割負担の継続を求めるものです。

75歳以上の高齢者は、最も病気にかかりやすい世代です。現行の原則1割負担の下でも、平均で年間約8万円の窓口負担をしています。これは、74歳以下の窓口負担の平均額の2倍あります。年収に対する割合では、30から50代の2倍から6倍に近い負担をしています。負担を苦しめた受診抑制で重症化や手後れに至るなど、深刻な事例が後を絶ちません。

こうした中での負担増計画には、食費を削り、受診を我慢し、薬を減らすしかないなど切実な声が上がっています。政府は、対象世帯には単身で年間12万円の余裕があると負担増を正当化していますが、一度でもけがや病気をすれば吹き飛ぶような金額に過ぎません。さらに、政府の試算にも問題があります。例えば、試算では、住居費は1年間17万円、月額で1万4000円となっています。賃貸住宅なら有り得ないような金額です。

菅首相は、2割負担の導入は、現役世代の負担上昇を抑えるために、高齢者に能力に応じた負担をしていただくと断言しています。ところが、今回の2割負担導入によって軽減される現役労働者の保険料負担額は、1人あたり約年350円、月30円に過ぎません。一方で、75歳以上の



負担は、高齢の家族の生計を支える現役世代にも打撃となります。2割導入で最も減るのは、年980億円の削減となる公費です。中でも、その6分の4を担う国が一番負担を減らす計画です。

現在の後期高齢者医療制度の前身でもある老人保健制度ができた1983年、老人医療に占める国庫負担の割合は45%でした。その後の改悪で、後期高齢者医療制度を導入した2008年度には、後期高齢者医療に占める割合で36%まで低下、2020年度では33%にまで減っています。現役世代の負担が増えたのは、政府が国庫負担を減らしてきたからです。高齢者自身の負担を強化し、現役世代による負担の肩代わりを温存する一方で、国庫負担を大幅に後退させる。現役世代の負担軽減を言うのなら、減らしてきた国庫負担を元に戻すべきです。能力に応じた負担をというのなら、受診抑制をもたらす窓口負担ではなく、税と保険料で大企業、富裕層にこそ負担を求めるべきです。医療が必要な人ほど負担が増える窓口負担の引上げは、最悪の重症者いじめです。患者負担は低額に抑えて、必要な医療を給付するのが公的医療制度の本来のやり方です。

以上のことから、本陳情の採択を求め、委員長報告に反対するものです。

以上、述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告については一括採決します。

報告第1号から第3号までについては、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、報告第1号から第3号までは承認することと決定しました。

次に、議案について採決します。

まず、議案第6号「令和3年度茂原市一般会計予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「令和3年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「令和3年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「令和3年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「茂原市基本構想及び基本計画を定めることについて」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「茂原市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号「教育長の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第36号は同意されました。

次に、議案第37号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第37号は適任と認めることと決定しました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第5号、第8号から第9号、第12号、第14号から第19号、第21号から第22号、第24号から第35号、第38号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第5号、第8号から第9号、第12号、第14号から第19号、第21号から第22号、第24号から第35号、第38号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、諮問について採決します。

諮問第1号については、委員長報告のとおり、裁決の趣旨及び裁決の理由が適当であるとして答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、諮問第1号は適当として答申することと決定しました。

次に、陳情について採決します。

今定例会に付議されました陳情は2件であります。

まず、陳情第1号「75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択であります。

陳情第1号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがって、陳情第1号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第2号「建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書の提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は採択であります。

陳情第2号については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、陳情第2号は採択とすることと決定しました。

ここで報告します。

本日、田畑 毅議員、山田広宣議員から、今定例会に提出するため、発議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議

○議長(ますだよしお君) それでは次に、議事日程第3「発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第1号から第2号までを一括上程します。

最初に、発議案第1号について、提出者田畑 毅君から提案理由の説明を求めます。田畑 毅議員。

(11番 田畑 毅君登壇)

○11番(田畑 毅君) 提出者を代表いたしまして、発議案第1号「茂原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、全国市議会議長会の標準市議会会議規則が一部改正されたことに伴い、本市議会においても、これに準じた改正をしようとするものであります。

改正の内容ですが、まず、第2条及び第91条の欠席事由の明文化についてであります。これは、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するにあたっての制約要因の解消に資するため、既に規定されている出産に加え、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助を具体的に例示として明文化するものであります。

次に、第139条の請願書の記載事項等ではありますが、これは、デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、

原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、市議会において、請願者に対し提出時に求めている署名押印を署名または記名押印に改める改正を行うとともに、これに併せて、請願者が法人の場合の条文について、規定の整備を行うものであります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（ますだよしお君） 次に、発議案第2号について、提出者山田広宣君から提案理由の説明を求めます。山田広宣議員。

（12番 山田広宣君登壇）

○12番（山田広宣君） 提出者を代表いたしまして、発議案第2号「建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書の提出について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、建設アスベスト被害者と遺族が裁判によらず救済と補償が受けられる制度、建設石綿被害者補償基金の創設と、アスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに取り、建設アスベスト訴訟の全面解決、被害者の全面救済を国に要望すべく、意見書を提出するものであります。

本会議におかれましても、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（ますだよしお君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

最初に、発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、発議案第2号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「茂原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号「建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、そのように決定しました。

閉会にあたりまして、ここで一言御挨拶申し上げます。

去る2月24日に開会されました本定例会も、議員各位の熱心な御審議により、令和3年度予算をはじめ、数多くの重要案件が成立し、本日、ここに閉会の運びとなりましたことを議長として心より厚く御礼申し上げます。

私ども22名の議員は、平成29年4月の選挙、また、その後に行われました補欠選挙におきまして、市民の負託を受けて茂原市議会議員に選出されて以来、審議機関として今日まで茂原市政の発展と市民福祉の向上のために鋭意努力してまいりましたが、任期も残すところ1か月余と迫り、来る4月30日をもって4年間の任期を終了することとなります。

この間、議場において円滑な議会運営のため、お互いに力を合わせ、本日ここに任期最後の定例会を無事終えることができましたことに対しまして、心より感謝申し上げます次第でございます。

来る4月25日執行の市議会議員選挙に、引き続き立候補を予定されている議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛の上、健闘され、再び本議場でお会いすることができますよう、衷心より御祈念いたす次第でございます。

また、今期をもって御勇退される方々には、感慨はひとしおのものと思います。どうか健康に十分御留意されまして、今後とも市政発展のために末永く御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、議員各位の心温まる御支援と田中市長をはじめとする執行部の皆様方の御協力によりまして、議長、副議長の職責を全うすることができましたことを、前田副議長共々厚く御礼申し上げる次第でございます。

一昨年の水害や新型コロナウイルスの影響などにより、今まで以上に厳しい財政状況となっておりますが、執行部の皆様方には、市政発展と市民福祉の向上のため最大限の努力をしてくださるようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

ここで、田中市長から発言を求められておりますので、これを許します。

(市長 田中豊彦君登壇)

**○市長（田中豊彦君）** 令和3年3月定例会の閉会にあたりまして、一言御礼の挨拶をさせていただきます。

2月24日に開会いたしました本定例会におきましては、議案等42件について、長期間にわたり慎重審議をいただき、大変御苦労さまでございました。御提案申し上げました全議案等につきまして、ただいま御可決いただいたところでございます。心より御礼を申し上げる次第であります。今後の市政執行にあたりましては、議員皆様方からいただいた御提言を真摯に受け止め、市民のために全力で取り組んでまいりたいと考えております。

さて、議員の皆様方におかれましては、本年4月末をもって市議会議員の任期が満了となるわけでございます。振り返りますと、平成29年からこの4年間は、茂原にいはる工業団地が完成し、多数の企業の進出があり、また茂原長柄スマートICの開通など、これからの市の発展に関して明るい話題がありました。

一方、令和元年には台風15号により長期にわたる停電が発生し、また、10月25日の大雨では今までにない浸水被害を受け、3名の貴い命が失われるとともに、多くの市民の方が多大な被害を被りました。さらに、昨年来、今もコロナ禍の中にあり、経済、医療両面において非常に困難な状況が続いているところでございます。

そのような状況の中、議員の皆様方には、茂原市の発展のため、市民のために大変な御尽力をいただいたところでございます。心から敬意と感謝を申し上げさせていただきます。また、市政運営にあたりまして、特段の御支援、御指導、御協力を賜りましたことを、この場をお借りいたしまして心より御礼を申し上げます。

今期をもって退任されます議員の皆様方におかれましては、長い間、本市のために御尽力をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも十分御自愛いただき、引き続き市政各般にわたり御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

引き続き立候補を予定される皆様方におかれましては、来る4月25日の市議会議員選挙において御健闘いただきまして、すばらしい成績を持ちまして御当選されますことを御祈念申し上げます。そして、御当選されました暁には、市政各般にわたり御支援をいただき、本市のさらなる発展に御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、議員の皆様方のますますの御健勝と御多幸をお祈り申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

長い間、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

○議長（ますだよしお君） 田中市長、ありがとうございました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### ○本日の会議要綱

1. 特別委員会の報告に関する総括審議
2. 議案並びに陳情の総括審議
3. 発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議



○出席議員

議長 ますだ よしお 君

副議長 前 田 正 志 君

1番	飯 尾 暁 君	2番	西ヶ谷 正 士 君
3番	石 毛 隆 夫 君	4番	岡 沢 与志隆 君
5番	平 ゆき子 君	6番	大 柿 恵 司 君
7番	向 後 研 二 君	8番	杉 浦 康 一 君
9番	はつたに 幸 一 君	10番	小久保 ともこ 君
11番	田 畑 毅 君	12番	山 田 広 宣 君
14番	金 坂 道 人 君	15番	中 山 和 夫 君
16番	山 田 きよし 君	17番	鈴 木 敏 文 君
19番	三 橋 弘 明 君	20番	竹 本 正 明 君
21番	常 泉 健 一 君	22番	市 原 健 二 君

☆

☆

○欠席議員

な し

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	豊田正斗君
教育長	内田達也君	理事	中村光一君
総務部長	山田隆二君	企画財政部長	麻生新太郎君
市民部長	久我健司君	福祉部長	関屋典君
経済環境部長	飯尾克彦君	都市建設部長	渡辺修一君
教育部長	岩瀬裕之君	総務部次長 (総務課長事務取扱)	田中正人君
企画財政部次長 (企画政策課長事務取扱)	中村一之君	市民部次長 (生活課長事務取扱)	地引加代子君
福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	花沢春雄君	経済環境部次長 (商工観光課長事務取扱)	山本茂樹君
都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱)	白井高君	都市建設部次長 (建築課長事務取扱)	高橋啓一君
教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	佐久間尉介君	職員課長	平井仁君
財政課長	木島成浩君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事務局長	内山千里
局長補佐	鶴岡隆之
議事係長	金坂賢

○議長（ますだよしお君） 長時間にわたる御審議、誠に御苦労さまでした。

これをもちまして、令和3年茂原市議会3月定例会を閉会します。

午後4時13分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年4月30日

茂原市議会議長 ますだ よしお

茂原市議会副議長 前 田 正 志

茂原市議会議員 西ヶ谷 正 士

茂原市議会議員 石 毛 隆 夫